

## 別記1 ○ 改善計画の認定基準等

○県が認定基準を付する目的

本県においては、森林組合の合併及び林業事業体の経営基盤強化のための協業化等を促進し、もって、本県林業の活性化を牽引する主体として育成することを目的として、一定規模以上の林業事業体を積極的に認定事業体へ誘導し、雇用管理の改善及び事業の合理化等を通じた林業労働力の確保の促進に資する。

○改善計画の認定に係る審査に当たっては、特に、次の点について留意すること。

- 1 「法律等による認定基準等」及び「県が付する認定基準等」の両方を満たしていること。
- 2 当該申請者の経営の現状等を十分に勘案し、改善計画の実現の可能性を重点的に審査すること。

| 法律等による認定基準等   | 県が付する認定基準等   |       |                   |         |            |       |   |
|---|--------------|-------|-------------------|---------|------------|-------|---|
| <p>1 事業体の資格（労働力確保法）次の要件を全て満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 森林施業を実施する者、又は、これらの者が組織する団体</li> <li>(2) 林業従事者を雇用する者</li> </ol> <p>2 改善計画の認定基準（次官通達）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県の林業労働力の確保の促進に関する基本計画に照らし適切であること。</li> <li>(2) 計画内容、実施時期及び資金調達計画が目標達成に対し適正であること。</li> <li>(3) 林業従事者募集に係る労働条件等が適切であり、かつ、林業従事者の利益に反しないこと。</li> <li>(4) 雇用管理の適正化に寄与すること。</li> </ol> <p>3 改善計画の努力目標値（法律の運用）<br/>（5年後の努力目標）<br/>雇用管理の改善及び事業の合理化の両方を計画</p> <p>(1) 雇用管理の改善<br/>次の内いずれかを計画すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常用の雇用労働者の増加が1割以上</li> <li>・ 一週間の労働時間の短縮が1時間以上、または年休日数の増加が5日以上</li> <li>・ 振動機械の使用時間の短縮が1割以上</li> <li>・ 1労働者の1月当たりの重筋労働時間の短縮が1割以上<br/>（重筋労働：主索張り、丸太巻立、チェーンソーでの伐木造材等）</li> </ul> <p>(2) 事業の合理化<br/>次の内いずれかを計画すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 素材生産効率の向上が2割以上</li> <li>・ 素材生産規模の拡大について<br/>素材生産規模別目標</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">a 3,500m3 未満</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">7割増以上</td> </tr> <tr> <td>b 3,500m3～5,000m3</td> <td style="text-align: right;">6,000m3</td> </tr> <tr> <td>c 5,000m3～</td> <td style="text-align: right;">2割増以上</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高性能林業機械の計画的な導入</li> </ul> | a 3,500m3 未満 | 7割増以上 | b 3,500m3～5,000m3 | 6,000m3 | c 5,000m3～ | 2割増以上 | <p>次の「認定事業体の資格等」と「改善計画の内容」の両方の要件を満たすこと。</p> <p>1 認定事業体の資格等<br/>次の改善計画の種類による資格等及び労働・社会保険制度の適用に関する資格の両方の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 改善計画の種類による資格等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 単独の改善計画             <ol style="list-style-type: none"> <li>I 森林組合の場合                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間素材生産量が原則として5千m3以上であること、または、林業従事者(100日/年以上)が20名以上であること。</li> </ul> </li> <li>II その他の事業体の場合                     <ol style="list-style-type: none"> <li>i 主に素材生産を業とする者<br/>次の要件を全て満たすこと。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間素材生産量が原則として2千m3以上であること。</li> <li>・ 林業従事者(100日/年以上)が3名以上であること。</li> </ul> </li> <li>ii 主に素材生産以外を業とする者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業従事者(100日/年以上)が3名以上であること。</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> </li> <li>② 複数の事業体による共同改善計画（協業を含む計画）             <ol style="list-style-type: none"> <li>I 森林組合を含む共同計画の場合<br/>事業量の1/2以上を協業により、実施することとするほか、次のいずれかの要件を満たす者                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間素材生産量が<br/>森林組合数×5千m3+その他の事業体数×1千m3<br/>の合計値以上であること。</li> <li>・ 林業従事者(100日/年以上)数が、<br/>森林組合数×20人+その他の事業体数×2人<br/>の合計値以上であること。</li> </ul> </li> <li>II その他の事業体の共同計画の場合<br/>事業量の1/2以上を協業により、実施することとするほか、次のいずれかの要件を満たす者                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間素材生産量が原則として2千m3以上であること。</li> <li>・ 林業従事者(100日/年以上)が4名以上であること。</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> <p>(2) 労働・社会保険制度の適用に関する資格</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 労働・社会保険制度の適用について次の要件を満たす者             <ol style="list-style-type: none"> <li>I 必須条件<br/>雇用する林業従事者(100日/年以上)が全て次の要件を満たすこと。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面による雇用契約を結んでいること。</li> <li>・ 労災保険に加入していること。</li> </ul> </li> <li>II 選択要件<br/>次の社会保険制度等の内、雇用する林業従事者(100日/年以上)の全員が加入しているものが1つ以上あること、または、計画期間内に1つ以上となることが確実であること。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用保険</li> <li>・ 健康（医療）保険</li> <li>・ 年金保険</li> <li>・ 退職金制度</li> <li>・ 任意障害保険</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> <p>(3) その他知事が適当と認めた者。</p> <p>2 改善計画の内容（5年間の計画内容について）<br/>次の雇用管理の改善と事業の合理化に関する計画の両方を計画すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 雇用管理の改善計画について次の事項の内、1つ以上を計画すること。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1週間の労働時間の短縮が1時間以上又は、年休日数の増加が5日以上</li> <li>・ 計画期間内に雇用する林業従事者(100日/年以上)の増加が1名以上</li> </ul> </li> <li>(2) 事業の合理化計画について次の事項の内、1つ以上を計画すること。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 素材生産量の増加が2割以上</li> <li>・ 生産効率の向上が2割以上</li> <li>・ 高性能林業機械の利用率の向上が2割以上</li> </ul> </li> </ol> <p>(3) その他知事が適当と認めたもの。</p> |
| a 3,500m3 未満  | 7割増以上        |       |                   |         |            |       |   |
| b 3,500m3～5,000m3   | 6,000m3      |       |                   |         |            |       |   |
| c 5,000m3～  | 2割増以上        |       |                   |         |            |       |   |